

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等との一定の人間関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

（1）いじめの積極的認知

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（2）いじめの解消

いじめの「解消」とするにあたっては、少なくとも次の2つの要件を満たしていることとする。

①いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月以上を目安とする。）

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人、保護者と面談等により確認する。）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」また「いじめは、人権侵害である。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として以下の5つのポイントがある。

①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

③児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。

④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを指導する。

（1）いじめの抱え込みの防止の取組

①いじめの「積極的認知」と「迅速な情報共有」と「組織的な対応」

②いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

③「反いじめ4ルール」に従い行動する。

i) 私たちは他の人をいじめません

ii) 私たちはいじめられている人を助けます

iii) 私たちは一人ぼっちの人（仲間外れにされている人）を仲間に入れます

iv) もし誰かがいじめられているのを見たら、学校や家の大人にそのことを話します

④「学校基本方針」の周知・評価・改善

(2) いじめの未然防止の取組（いじめを生まない「魅力ある学校」づくり）

①あいさつ運動（AOG 活動）

人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるためのあいさつ運動並びにいじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

②道徳教育の重点化

週時程に位置づけられている特別な教科道徳において、自尊感情を及び自己肯定感を育てることを大きなねらいとして指導する。また、全教育活動を道徳的価値と関連させるために内容項目を活動のねらいに位置づけて指導する。

③児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

i) 一人一人が活躍できる学習活動

ii) 縦割り班活動等の異学年交流の充実

iii) 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

iv) 児童が主体的に取り組める学習活動や自学、自主学習プリントの工夫

④人との関わり方を身に付けるための活動

朝・帰りの会で、自他では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようになる。

⑤安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムの作成において活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

⑥人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

②おかしいと感じた児童がいる場合には速やかに管理職に報告し、ケース会議や生徒指導会議等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「臨時教育相談」や「ケース会議」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④児童に「心のアンケート」を年3回（5・9・2月）行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

②学校や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 特に配慮が必要な児童について

(1) 発達障がいを含む障がいのある児童への配慮

障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない場合がある。また、発達障がいの児童が、相手に迷惑になることが分からなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることで加害者になる可能性がある。専門家の意見を踏まえながら、障がいの特性への理解を深め、適切な指導や支援を行う。

(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童への配慮

海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つ児童が、言語や文化の違いから、いじめを受けることがないように、教職員、児童、保護者の理解を得る。

(3) 性同一障がい・性的志向・性自認に係る児童への配慮

性同一障がいや性的志向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、研修等を通じ、これからの障がい等について正しい知識や必要な配慮について理解を図る。

(4) 被災児童への配慮

東日本大震災等の災害により被災した児童（以後「被災児童」という。）が在籍する場合は、被災児童が受けた心身への多大なる影響や不安等を十分に理解し、細心の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、児童や保護者に対し、放射線や原発に対する正しい知識の理解の普及に努める。

5 重大事態発生時の対応

(1) 条例による組織的な対応、再調査機関の設置を行う。（平成31年4月1日 条例第1号）

①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いを認めるとき。

②いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席すること（年間30日を目安とする。）を余儀なくされている疑いがあるとき。

③児童及び保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあるとき。

④上記以外に重大事態と判断したとき。

(2) 組織的な調査と迅速かつ適切な対応を行う。

(3) いじめを受けた児童、保護者への丁寧な説明を行う。

(4) 再発防止の対応を講じる。

6 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

①「子どもを語る会」

週1回ある職員打合せの中で、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生活部、養護教諭、当該学級担任、

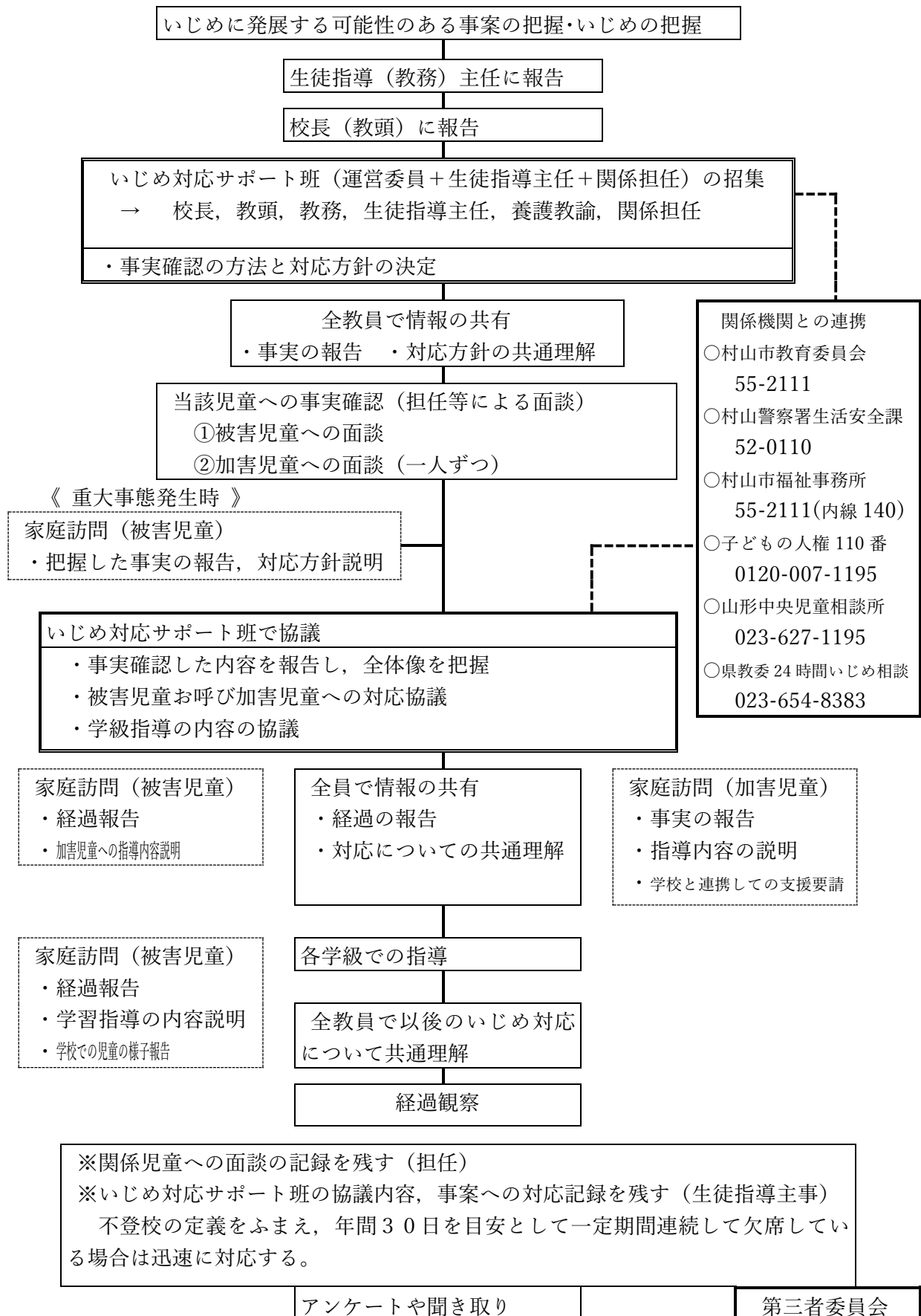
スクールカウンセラーによる「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じてケース会議を開催する。

(2) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

いじめの事実を確認した場合の村山市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、村山市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。地域全体で、「いじめを絶対許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを奨めることを願う。

期	月	「いじめ対策委員会」の説明	その他職員の取組
前期	4月	・いじめ未然防止への取組の検討 ・望ましい集団作りのための取組内容の検討	・関係機関担当者の把握 ・学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA 総会時）
	5月		・心のアンケートの実施
	6月	・いじめ等問題行動に対する学校方針検討 ・教育相談の取組内容の検討	・Q-U アンケートの実施 ・いじめ発見調査アンケート
	7月	・夏休みまでの取組の反省と夏休み後の取組の検討	
	8月		・夏休み中の児童の様子についての情報交換
	9月	・前期取組の反省と後期の取組の検討	・心のアンケート 面談
後期	10月	・教育相談の取組内容の検討	
	11月		・いじめ発見調査アンケート 個人面談，組織的対応の実施
	12月	・冬休み前までの取組の反省と冬休み後の取組の検討	・Q-U アンケートの実施，分析 ・学校評価，児童アンケート
	1月		・年末年始休みの児童の様子についての情報交換
	2月	・後期の取組の反省と次年度の取組の検討	・心のアンケート 面談
定期的取組		・毎月の職員打合せで児童についての情報交換「子どもを語る会」の開催。 ・児童の1日の振り返り（毎日、帰りの会） ・学校生活向上のための情報交換（月1回） ・毎月の「あいさつ運動」の取組	

【いじめ対応マニュアル（いじめを把握したとき）】



7. 関係法令

(1) 教育基本法

【教育機会均等】

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

【学校教育】

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

【家庭教育】

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。